

# 処 分 基 準

令和6年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第7条第1項
処 分 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定）
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、次のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正し、回復することができ、現に是正し、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部交通企画課企画係（電話 097-536-2131） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：